

施策目標2-10 幼児教育の振興

施策期間

目標達成年度：平成23年度（基準年度：平成19年度）

主管課（課長名）

初等中等教育局幼児教育課（瀨谷 浩樹）

関係局課（課長名）

高等教育局私学部私学助成課（小山 竜司）

施策の概要

教育基本法第11条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。

評価

「認定こども園」制度の普及促進や子育て支援事業の充実については進捗にやや遅れが見られるものの、全体としては順調に進捗した。

達成目標

達成目標2-10-1 B（イC、口A）

「認定こども園」制度の普及促進を図り、保護者や地域の多様な教育・保育ニーズに応える。認定こども園制度は平成18年度に創設された新しい制度であり、更なる制度の普及促進が求められているところであるため、以下の2つの指標で判断する。

- ・判断基準2-10-1イ：認定こども園の認定件数
- ・判断基準2-10-1口：認定こども園が設置されている都道府県数

判断基準イ	認定こども園の認定件数
	S = 2,000 件以上 A = 1,400 件以上 B = 700 件以上 C = 700 件未満
判断基準口	認定こども園が設置されている都道府県数
	S = 47 都道府県 A = 39 ~ 46 都道府県 B = 31 ~ 38 都道府県 C = 30 都道府県以下

認定こども園制度とは幼稚園、保育所等のうち、1.就学前の子どもに幼児教育、保育を提供する機能、2.地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる制度で、平成18年10月に開始された。

判断基準イについては、2,000件以上をS、平成19年4月1日現在の、平成19年度中の申請見込み件数（542件）と平成19年4月1日現在の認定件数（94件）の合計が636件であることを踏まえ、700件未満をCと設定する。判断基準口については、47都道府県でS、平成19年の設置都道府県数（30）以下をCとする。

認定こども園の認定件数は、平成19年4月1日現在で94件、平成20年4月1日現在で229件、平成21年4月1日現在で358件、平成22年4月1日現在で532件と、毎年、認定件数は増えているものの、さらなる普及促進が求められている。（判断基準イ：C）一方、認定こども園が設置されている都道府県は平成19年4月1日

現在で 30 都道府県、平成 20 年 4 月 1 日現在で 40 都道府県、平成 21 年 4 月 1 日現在で 43 都道府県、平成 22 年 4 月 1 日現在で 44 都道府県となっており、平成 23 年度の達成年度に向けて、認定こども園の認定体制の整備は着実に進んでいる。(判断基準口：A) また、認定こども園の設置促進及び運営に関する支援を強化するため、認定こども園運営係を 1 名配置した。これらを踏まえ、判断基準 2-10-1 の評価を B とした。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
イ：認定こども園の認定件数 (各翌年4月1日現在)	-	94	229	358	532
ロ：認定こども園が設置されている都道府県数 (各翌年4月1日現在)	-	30	40	43	44

(指標に用いたデータ・資料等)

「平成22年認定こども園件数等調査」

(作成：文部科学省・厚生労働省幼保連携室) (作成又は公表時期：平成22年4月20日)

(基準時点又は対象期間：平成22年4月1日現在) (所在：<http://www.youho.go.jp/press100420.html>)

達成目標2-10-2 A(イB、ロS)

幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解促進等を通じ、幼児教育の質の向上を図るための指標として、以下の2つの指標を設定し、判断する。学校評価には、自己評価・学校関係者評価・第三者評価の3つの形態があるが、平成19年の学校教育法等の一部改正により自己評価については義務、学校関係者評価については努力義務となったところである。また第三者評価については、現在、その在り方が検討されているところである。したがって、努力義務である学校関係者評価を実施している幼稚園の割合を判断基準とする。また、幼稚園教育要領の理解推進等については、全都道府県及び国において、幼稚園教育要領に対する理解を一層深めるために幼稚園教育理解推進事業を行っているところであり、その参加者数を判断基準とする。

- ・判断基準2-10-2イ：学校関係者評価(保護者・地域住民等で構成された委員会等が、自己評価結果について評価することを基本として行う評価)を行っている幼稚園の割合
- ・判断基準2-10-2ロ：幼稚園教育理解推進事業協議会参加者

判断基準イ	学校関係者評価(保護者などの学校の関係者が、当該学校の自己評価結果について評価するもの)を行っている学校の割合
	S = 84 %以上
	A = 76 %以上
	B = 33 %以上 C = 33 %未満

判断基準ロ	幼稚園教育理解推進事業の参加者
	S = 16,500 人以上
	A = 14,700 人以上
	B = 10,100 人以上 C = 10,100 人未満

判断基準イについて、学校評価については、平成19年6月の学校教育法の一部改正により、学校評価の実施等に係る総合的な根拠規定が盛り込まれるとともに、平成19年10月の学校教育法施行規則の一部改正により、学校評価に関する所定の規定を行った。

さらに、平成20年3月に「幼稚園における学校評価ガイドライン」を示したところである。学校関係者評価に関する調査によると平成20年度における国公立私立合計の学校関係者評価の実施率は、幼稚園で33.6%、小学校で84.5%、中学校で81.2%、高等学校で76.6%であった。これらの実施率を基に、達成年度の平成23年度までに、幼稚園以外の学校種で最も実施率が高い小学校の実施率(84%)以上をS、最も実施率が低い高等学校の実施率(76%)をAとし、現在の幼稚園の実施率(33%)を現状維持としてBとする。

判断基準ロについて、園長が幼稚園教育理解推進事業協議会に参加することで、各園にフィードバックすることができると考え、平成21年度学校基本調査にある幼稚園の職員別教員数(本務者)において、園長の人数である約10,100人以上をB、さらに、副園長・教頭を加えた約14,700人以上をA、さらに主管教諭・指導教諭の人数を加えた約16,500人をSとする。

平成20年度の幼稚園における学校関係者評価実施率は33.6%であり、これは平成18年度の実施率15.6%と比較すると上昇しており、一定の進捗が見られるものと思われる。(判断基準イ：B)

また、幼稚園教育理解推進事業協議会の参加者は、平成20年度において幼稚園教育要領の周知を行う中で明らかとなった課題の中から協議テーマを設定し、全都道府県での協議会の開催に加え、その成果を全国協議会において発表交換、研究協議を行った結果、約28,200名の参加があった。これは幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教

論の人数を加えた数を超える参加者数を得られ、顕著な成果を上げたと言える。(判断基準口：S) これらを踏まえ、判断基準2-10-2の評価をAとした。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
イ：学校評価実施状況調査における学校関係者評価実施率		15.6%	-	33.6%	-
ロ：幼稚園教育課程理解推進事業参加者数	26,934人	27,643人	26,529人	-	-
ロ：新教育課程説明会参加者数	-	-	-	22,804人	-
ロ：幼稚園教育理解推進事業参加者数	-	-	-	-	28,150人

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「学校評価及び情報提供の実施状況調査結果」
(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：平成22年6月)(基準時点又は対象期間：平成20年度間)
(所在：文部科学省)
- ・「幼稚園教育課程理解推進事業の実施報告書」
(作成：各都道府県教育委員会)(作成又は公表時期：平成20年3月)
(基準時点又は対象期間：平成19年度間)(所在：各都道府県教育委員会)
- ・「新教育課程説明会の実施報告書(地方説明会)」
(作成：各都道府県教育委員会)(作成又は公表時期：平成21年3月)
(基準時点又は対象期間：平成20年度間)(所在：各都道府県教育委員会)
- ・「幼稚園教育理解推進事業の実績報告書」
(作成：各都道府県教育委員会)(作成又は公表時期：平成21年3月)
(基準時点又は対象期間：平成21年度間)(所持：各都道府県教育委員会)

達成目標2-10-3 B(イC、ロB、ハB、ニC)

幼稚園が行う子育て支援について内容の充実を促し、地域や保護者のニーズに対応したものとするため、以下4つの具体的子育て支援事業の実施率を指標に設定し、判断する。それぞれ、幼稚園教育要領に具体例としてあげられているものを判断指標とする。

- ・判断基準2-10-3 イ：幼稚園教職員による子育て相談の実施率
- ・判断基準2-10-3 ロ：子育て支援事業の情報の提供(情報誌・紙)の実施率
- ・判断基準2-10-3 ハ：未就園児に対する保育の実施率
- ・判断基準2-10-3 ニ：子育て井戸端会議の実施率

判断基準イ	幼稚園教職員による子育て相談の実施率
	S = 40%以上 A = 36%以上 B = 32%以上 C = 32%未満

判断基準ロ	子育て支援事業の情報の提供(情報誌・紙)の実施率
	S = 34%以上 A = 30%以上 B = 26%以上 C = 26%未満

判断基準ハ	未就園児に対する保育の実施率
	S = 64%以上 A = 60%以上 B = 56%以上 C = 56%未満

判断基準ニ	子育て井戸端会議の実施率
	S = 28%以上 A = 24%以上 B = 20%以上 C = 20%未満

幼稚園において何らかの子育て支援事業を実施している幼稚園は、平成19年度では全体の79.9%、平成20年度では全体の81.8%となっており、約2%上昇している。これを踏まえ、個々の子育て支援事業の実施率についても、同程度の上昇が見込まれる。従って、各判断基準は、基準年である平成19年度調査における実施率を現状維持としてB、毎年度2%ずつ上昇し、達成年度である平成23年度に8%以上上昇した場合をSと評価する。

各事業の達成度や進捗についてはそれぞれ地域の実情によりその実施状況が異なるものの、一部についてはやや遅れが見られる。文部科学省としては、幼稚園における子育て支援は、地域の実情に応じて行うものであるが、その実施園数が増えていることを踏まえ、その充実を図るため、平成20年度3月に、「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成したところである。判断基準となる幼児教育実態調査は、平成20年度より教育現場の負担軽減を図る観点から隔年実施となったため、平成20年度のもの判断基準に用いた。(判断基準イ：C、判断基準ロ：B、判断基準ハ：B、判断基準ニ：C) これらを踏まえ、判断基準2-10-3の評価をBとした。今後も事例集の周知徹底など、引き続き地域の実情に応じ、子育て支援の充実強化に関する取組を進める必要がある。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
イ：子育て支援事業の幼稚園教職員による子育て相談の実施率	-	-	32.9%	31.8%	-
ロ：子育て支援事業の情報の提供(情報誌・紙)の実施率	-	-	26.2%	26.1%	-
ハ：子育て支援事業の未就園児の保育の実施率	-	-	57.8%	58.9%	-
ニ：子育て支援事業の子育て井戸端会議	-	-	21.6%	19.5%	-
参考指標 子育て支援事業の実施率	-	-	79.9%	81.8%	-

(指標に用いたデータ・資料等)

・「幼児教育実態調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：平成21年3月)(基準時点又は対象期間：平成20年5月)(所在：
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieIdfile/2009/06/24/1278591_1.pdf)

達成目標2-10-4 A(イS、ロB、ハS)

幼稚園に通う園児をもつ保護者の経済的負担を軽減することにより、幼稚園への就園機会の充実を図るための指標として、以下の3つの指標を設定し、判断する。指標としては、特に経済的負担の大きい兄弟姉妹のいる家庭に対する就園奨励費事業措置後の経済的負担軽減の割合を設定することとし、第1子の保護者負担に対する第2子以降の負担割合を判断基準とする。

- ・判断基準2-10-4 イ：第2子以降の保護者負担の軽減【同時就園の場合】(第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)
- ・判断基準2-10-4 ロ：第2子以降の保護者負担の軽減【兄弟が小1~3の場合】(第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)
- ・判断基準2-10-4 ハ：第2子以降の保護者負担軽減に係る適用条件の拡充

判断基準イ	第2子以降の保護者負担の軽減【同時就園の場合】 (第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)
	S=5年間で第2子を0.5、第3子以降を0.0に軽減 A=5年間で第2子を0.6、第3子以降を0.1に軽減 B=5年間で軽減なし C=5年間で悪化
判断基準ロ	第2子以降の保護者負担の軽減【兄弟が小学生の場合】 (第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合)
	S=5年間で第2子を0.5、第3子以降を0.0に軽減 A=5年間で第2子を0.6、第3子以降を0.1に軽減 B=5年間で軽減なし C=5年間で悪化
判断基準ハ	第2子以降の保護者負担軽減措置に係る適用条件の拡充
	S=小学校3年生までに兄弟を有する園児を対象 A=小学校2年生までに兄弟を有する園児を対象 B=小学校1年生までに兄弟を有する園児を対象

	C = 適応条件拡充なし
--	--------------

幼稚園に通う園児をもつ保護者の経済的負担軽減を図る就園奨励費事業のうち、特に兄弟姉妹のいる家庭の保護者負担を軽減することにより、幼稚園への就園機会の充実を図るため、第2子以降については、第1子の保護者負担と比較して経済的負担が軽減されるよう措置しているところである。一方、保育所については、第1子の保護者負担を1とした場合、第2子の負担割合は0.5、第3子以降の負担割合は0.0となっている。これらを基に、判断基準イ～ハについては、保護者負担がより軽減されている保育所における保護者負担割合をSと設定し、平成18年度を基準とした現状維持をBとする。

従来、第2子以降の保護者負担の軽減については、同時に幼稚園に就園していることを適用条件としていたが、平成18年度は小学校1年生に兄弟を有する幼稚園児、平成19年度は小学校2年生までに兄弟を有する幼稚園児、平成20年度は小学校3年生までに兄弟を有する幼稚園児とする、第2子以降の保護者負担軽減の適用条件の緩和拡充を行ったところである。（判断基準ハ：S）また、第2子以降の保護者負担の軽減については、平成21年度の第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合は、同時就園の場合、第2子は0.5、第3子以降は0.0となり、目標を達成したが、兄弟が小1～小3の場合、第3子以降は0.0となり目標を達成したものの、第2子は0.9と据え置きであり、想定通りの軽減が図られていない。（判断基準イ：S、判断基準ロ：B）

以上のことから、平成21年度の基本目標の達成度合については、一定の進捗はみられたものの、兄弟姉妹のいる家庭への保護者負担の軽減に向けてさらに努力が必要であると考え、2-10-4の評価はAとした。

（指標・参考指標）

		17	18	19	20	21
イ 第2子以降の保護者負担の軽減 【同時就園の場合】 （第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合）	第2子	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5
	第3子以降	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0
ロ 第2子以降の保護者負担の軽減 【兄弟が小1～小3の場合】 （第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合）	第2子		0.9	0.9	0.9	0.9
	第3子以降		0.8	0.8	0.8	0.0
ハ 第2子以降の保護者負担軽減措置に係る適用条件の拡充			小1まで拡充	小2まで拡充	小3まで拡充	
参考指標 就園奨励費補助単価の引き上げ率（平均）		-	-	1%	3%	5%

（指標に用いたデータ・資料等）

・「就園奨励費補助の概要」

（作成：文部科学省）（作成又は公表時期：平成21年3月）（基準時点又は対象期間：平成21年3月）

（所在：文部科学省）

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

平成18年に改正された教育基本法第11条に規定されたように、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。また、学校教育法改正等を踏まえ、平成20年3月には幼稚園教育要領の改訂が行われ、平成21年4月より実施されている。

このように、幼児教育の重要性はますます高まってきているところであり、希望する全ての子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、幼保の連携を図りつつ、幼児教育の質の向上に取り組むとともに、保護者の経済的負担の軽減等の取組を通じて幼児教育の振興を図ることが必要である。

【有効性の観点】

幼稚園と保育所の連携については、これまでも教育内容の整合性の確保や、施設の共用化等の施策を進めてきたが、平成18年に、教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設を認定する認定こども園制度を開始した。認定こども園制度の普及促進を図ることで、1.親の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる、2.適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できる、3.既存の幼稚園の空き教室の活用により保育所の待機児童の解消に資する、4.育児不安の大きい家庭への支援を含む地域の子育て支援が充実するなどの効果が期待できる。実際に、平成20年3月に文部科学省と厚生労働省が実施した地方公共団体、施設、保護者に対する認定こども園に関するアンケート調査によると、施設を利用している保護者の8割近くが、

また認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価しており、運用上の課題はあるものの、期待された効果は徐々にあがっていると考えられる。

平成19年には学校教育法を改正するとともに、その改正や社会の変化を踏まえ、平成20年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、平成21年4月から実施している。この幼稚園教育要領の理解促進等を通じ、幼児教育の質の向上が図られると考えられる。また、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を示すなど、質の高い幼児教育が提供されるよう質の維持・点検を行うために学校評価の充実が重要である。さらに、幼稚園における子育て支援活動を推進することで、地域における幼児教育の充実も図ることができると考えられる。

さらに、私立が多い幼稚園について保育料の公私間格差の是正を図り、保護者の経済的負担の軽減を図ることによって、希望するすべての子どもが質の高い幼児教育を受けられるようになると考えられる。

【効率性の観点】

(事業インプット)

・ 幼児教育の改善・充実調査研究	75百万円
・ 幼稚園就園奨励費補助	20,397百万円
・ 認定こども園への新たな財政措置	1,700億円の内数(文科省・厚労省合計)
・ 幼稚園教育理解推進事業	34百万円

(事業アウトプット)

(事業アウトカム)

1. 保護者や地域の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応し、2. 幼稚園教育全体の質の向上や質の維持・点検を行い、3. 保護者の経済的負担の軽減や公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることができる。

上記のような諸施策を着実に実施していくことにより、多様な教育・保育ニーズに対応した質の高い幼児教育が提供されるようになり、幼児教育の振興を図ることができる。

施策への反映(フォローアップ)

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

機構・定員要求に反映

【具体的な反映内容について】

達成目標2-10-1の認定こども園制度については、平成19年度重要対象分野に関する評価も実施しており、政策評価・独立行政法人評価委員会の答申において、運用改善策の有効性の検証を通じて、設置数が増えない原因の掘り下げた分析とそれを踏まえた見直し・改善が求められている。認定こども園制度の普及・促進策としては、内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)、文部科学大臣、厚生労働大臣3大臣合意による認定こども園制度の在り方に関する検討会において、認定こども園制度の具体的な改善方策についての報告書「今後の認定こども園制度の在り方について」がとりまとめられ、これを受けて、文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室では、報告書に示された改革の方向に沿って、会計処理の簡素化の実現など、二重行政の解消等の運用改善に取り組んでいる。また、幼稚園・保育所の枠組みを超えた認定こども園への新たな財政措置も合わせて、認定こども園制度が一層積極的に活用されるよう引き続き取り組む。

平成23年度機構・定員要求においては、幼保一体化に向けた体制強化に伴い、幼保一体化推進企画官・課長補佐・幼保一体化推進係長を要求する。

達成目標2-10-2については、全国における学校評価の実践事業を行うことで先般の法令等改正の趣旨を徹底するとともに、好事例の共有化を図り、すみやかな全国への普及を促す。また、平成19年度に改訂され、平成21年から実施されている幼稚園教育要領の円滑な実施に向け、改訂内容の趣旨を徹底させるとともに、好事例の共有化を図り、幼児教育の一層の質の向上を目指す。

達成目標2-10-3の子育て支援事業については、平成19年度重要対象分野に関する評価も実施しており、政策評価・独立行政法人評価委員会の答申において、公立幼稚園等における潜在的な保育ニーズに対する対応が求められている。これを受けて、平成22年度幼児教育実態調査において、公立幼稚園の預かり保育の実施状況について調査を行う予定である。また、幼稚園における子育て支援は、地域の実情に応じて行うものであるが、多様化する保護者ニーズに対応するため、平成20年3月に作成した「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」の周知徹底に努めるとともに、私学助成等による財政支援の充実を図ることが必要である。

達成目標2-10-4については、幼稚園への就園を更に推進するため、引き続き幼稚園就園奨励費補助金制度の充

実を図ることが必要である。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（平成22年7月）

<縮減>

- ・幼稚園教育内容・方法の改善充実
- ・幼児期からの「人間力」向上総合推進プラン

<現状維持>

- ・幼稚園就園奨励費補助

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
幼児教育の改善・充実調査研究（開始：平成20年度 終了： - 21年度予算額： 75百万円）	
幼児教育に関する様々な課題について、都道府県や教育機関等に調査研究を委託し、国として必要な支援策を検討する。	18団体に委託し、幼児教育の改善・充実のための調査研究が行われた。
幼稚園就園奨励費補助（開始：昭和47年度 終了： - 21年度予算額：20,397百万円）	
保護者の所得に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。	交付先 （市町村） 1,340件 （都道府県） 1件 交付決定額 （市町村分） 20,396,977千円 （都道府県分） 23千円
認定こども園への新たな財政措置（20年度1次補正予算：約21億円（文科省・厚労省合計）、20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数（文科省・厚労省合計）、21年度補正予算「安心こども基金」1,700億円の内数（文科省・厚労省合計））	
「安心こども基金」を造成し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る。（各都道府県に基金を造成）	交付先 （都道府県） 47件 交付決定額 （都道府県） 6,825百万円
幼稚園教育理解推進事業（開始：平成21年度 終了： - 21年度予算額： 34百万円）	
幼稚園教育の振興・充実を図るために、幼稚園の教育課程の編成をはじめとした幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行う。	約28,200名の参加があった。

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要